

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成27年3月9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

◎佐賀県条例第19号

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例（昭和33年佐賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
(手数料及び使用料の額)				(手数料及び使用料の額)			
<b>第2条</b> 前条の手数料及び使用料の額は、次の区分により定めた金額の範囲内で別に知事が定める額とする。				<b>第2条</b> 前条の手数料及び使用料の額は、次の区分により定めた金額の範囲内で別に知事が定める額とする。			
	区分	単位	金額		区分	単位	金額
手数料	1 略	略	略	手数料	1 略	略	略
	2 材料試験	1件、1成分又は1時間につき	630円から <u>13,660円</u> まで		2 材料試験	1件、1成分又は1時間につき	630円から <u>15,000円</u> まで
	3～7 略	略	略		3～7 略	略	略
略				略			

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。